

短期給付の請求について、忘れていませんか？

短期給付については、組合員証及び被扶養者証を提示することによって自動給付されるものと、ご自身で請求をしなければ給付されないものがあります。

請求の必要な短期給付については、以下の表にまとめましたので確認のうえ手続きくださるようお願いします。詳細については、「福利厚生ハンドブック」、またはホームページをご覧ください。

なお、給付事由が生じた日から2年間請求をしない場合、時効となり受給権が消滅しますのでお気を付けください。

請求が必要な短期給付一覧		
事由	種類	
病気やケガ	療養費	家族療養費
	移送費	家族移送費
出産	出産費	家族出産費
死亡	埋葬料	家族埋葬料
休業により 給料が支給されないとき	育児休業手当金	
	傷病手当金	
	出産手当金	
	休業手当金	
	介護休業手当金	
災害にあったとき	災害見舞金	
	弔慰金	



共済給付・年金グループ 短期給付担当 017-734-9913

医療費等給付金受取口座の確認をお願いします

公立学校共済組合青森支部および一般財団法人青森県教職員互助会からの医療費等の各種給付金は、当共済組合へ登録している指定口座へ送金しております。

受取口座の変更をする場合は、速やかに手続きをお願いします。手続きが遅れると、給付金振込不能となり、給付処理が遅れることとなりますのでお気を付けください。

こんなときは変更の手続きが必要です

- ★現在、登録している口座を使用していない
- ★転勤、転居により、指定口座を解約する
- ★婚姻等により、指定口座の名義を変更する
- ★金融機関の合併や支店の統廃合で指定口座情報が変更となる
(指定口座情報…金融機関名、本・支店名、預金種別、口座番号)



【変更手続に必要な書類】

①給付金振込口座変更依頼書（「福利厚生ハンドブック」様151ページ）

※県立学校および教育庁（出先機関を含む）職員については、統合庶務システムにより変更可能となっており、システムを利用して変更する場合は「給付金振込口座変更依頼書」の提出は不要です。

②指定口座情報が確認できるもの（通帳の表紙の写、統廃合による口座番号変更通知 等）

注) 口座の名義を変更する場合は、登録している氏名の変更も必要となりますので、併せて「記載事項等変更申告書」（「福利厚生ハンドブック」様14ページ）の提出もお願いします。